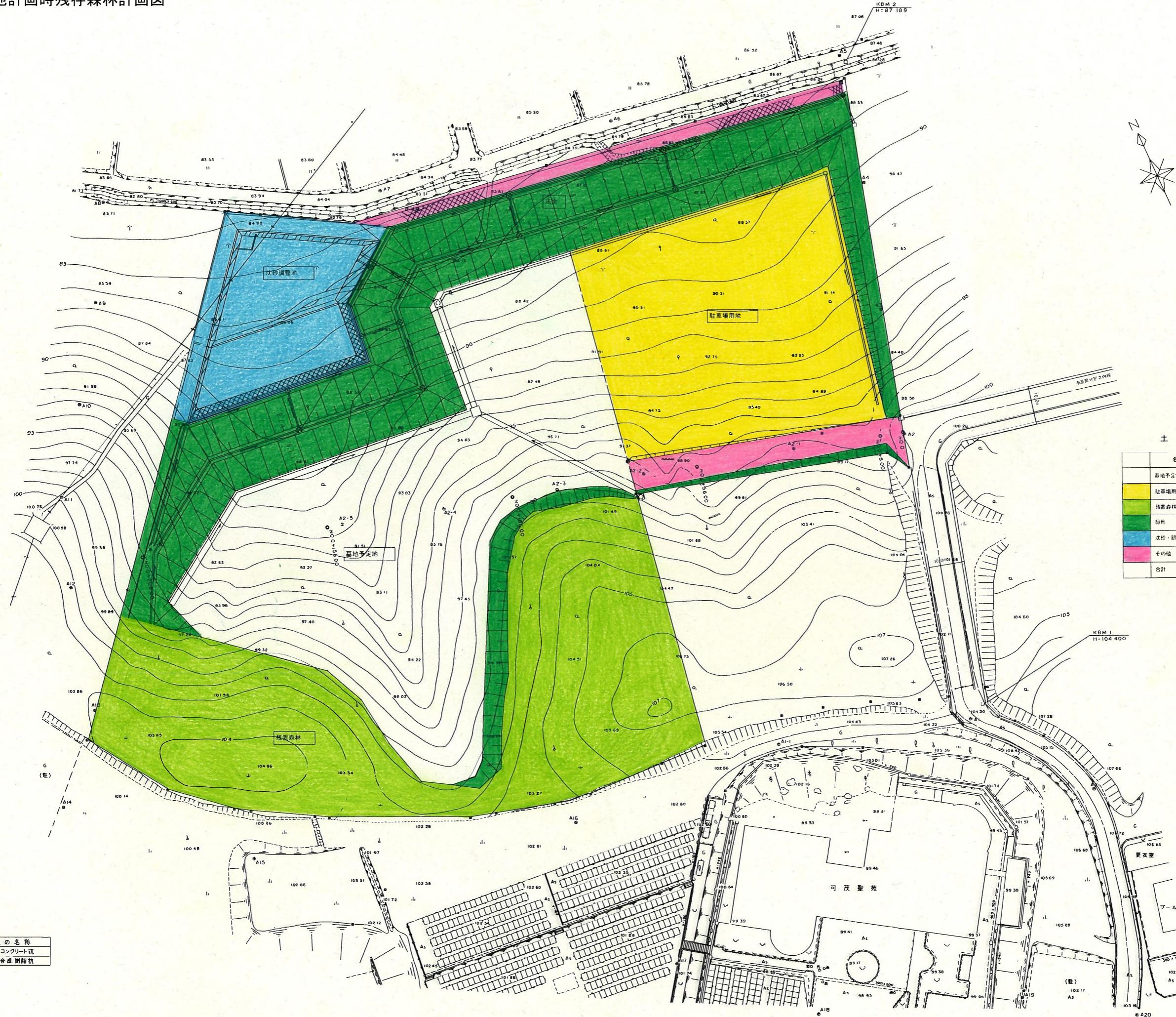


資料2-2 墓地計画時残存森林計画図



森林法に基づく

# 林地開発許可申請の手引き

平成26年版

岐阜県林政部治山課

及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

なお、表6に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表6に準じて適切に措置されていること。

表6

開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
別荘地の造成	残置森林率は60パーセント以上とする。	<p>1 原則として周辺部に幅30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 1区画の面積は1,000平方メートル以上とし、建物敷等の面積はその30パーセント以下とする。</p>
スキー場の造成	残置森林率は60パーセント以上とする。	<p>1 原則として周辺部に幅30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 滑走コースの幅は50メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅100メートル以上の残置森林を配置する。</p> <p>3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は1箇所当たり5ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>
ゴルフ場の造成	森林率は50パーセント以上（残置森林率40パーセント以上）とする。	<p>1 原則として周辺部に幅30メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則として20メートル以上）を配置する。</p> <p>2 ホール間に幅30メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林20メートル以上）を配置する。</p>
宿泊施設、レジヤー施設の設置	森林率は50パーセント以上（残置森林率40パーセント以上）とする。	<p>1 原則として周辺部に幅30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 建物敷の面積は事業区域の面積の40パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。</p> <p>3 レジヤー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積は5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>
工場、事業場の設置	森林率は25パーセント以上とする。	<p>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る1箇所当たりの面積は20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>
【注釈】 太陽光発電施設、残土処理場は、事業場として扱う。		

住宅団地の造成	森林率は 20 パーセント以上。（緑地を含む。）	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅 30 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 2 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積は 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅 30 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
土石等の採掘		1 原則として周辺部に幅 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。

(注) ア. 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齡林（15 年生以下の森林）および上層木の樹冠疎密度 0.3 未満の森林を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

- イ. 「森林率」とは、残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- ウ. 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。
- エ. 「緑地」には次に掲げるものを含めることとして差し支えない。
  - (ア) 公園、緑地、広場
  - (イ) 隣棟間緑地、コモン・ガーデン
  - (ウ) 緑地帯、緑道
  - (エ) 法面緑地
  - (オ) その他上記に類するもの

(2) 造成森林については、必要に応じ植物の成育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、地域の自然的条件に適する高木性樹木を、表 7 を標準として均等に分布するよう植栽する。

なお、修景効果を併せ期待する造成森林にあっては、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとする。

表 7

苗木の樹高	1 ha 当たりの標準植栽本数
0.5 m 以上 1 m 未満	3,000 本
1 m 以上 2 m 未満	2,000 本
2 m 以上 3 m 未満	1,500 本
3 m 以上 4 m 未満	1,000 本
4 m 以上 5 m 未満	800 本
5 m 以上	500 本